

令和3年度第1回第17期横浜市文化財保護審議会次第

日時：令和3年4月26日（月）

午後2時から

場所：横浜市役所18階会議室

開 会

1 教育長あいさつ

2 委員自己紹介

3 文化財係職員紹介

4 議事

(1) 会長及び副会長の互選について・・・・・・・・・・・・・・・・資料1

(2) 部会の設置（案）について・・・・・・・・・・・・・・・・資料1・2

(3) 令和3年度指定・地域文化財の指定・登録日程（案）について・資料3

(4) その他

5 報告事項

(1) 令和3年4月現在の市内指定文化財等について・・・・・・・・資料4

(2) 令和3年度文化財関連事業について・・・・・・・・資料5・6

(3) 横浜市文化財保存活用地域計画について・・・・・・・・資料7

(4) その他

6 その他

閉 会

第17期 横浜市文化財保護審議会委員名簿

※令和3年4月時点

※五十音順

No.	氏名	現勤務先・役職等	専門
1	あいざわ まさひこ 相澤 正彦	成城大学教授	絵画
2	いけがみ さとる 池上 悟	元立正大学教授	考古（古墳・歴史）
3	うえやま かずお 上山 和雄	國學院大學名誉教授	近代史
4	おおの さとし 大野 敏	横浜国立大学大学院教授	建築（民家・社寺）
5	おおやつ さなえ 大谷津 早苗	昭和女子大学教授	民俗（芸能）
6	かしま まさる 加島 勝	大正大学教授	工芸（金工）
7	ごみ ふみひこ 五味 文彦	公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団代表理事	文書
8	てつか なおき 手塚 直樹	青山学院大学名誉教授	考古（中世）
9	なかむら ひろこ 中村 ひろ子	元神奈川大学特任教授	民俗
10	にしおか よしふみ 西岡 芳文	上智大学特任教授	歴史（中世）
11	はっとり つとむ 服部 勉	東京農業大学教授	造園
12	ふじわら かずえ 藤原 一繪	横浜市立大学特任教授	植物生態学
13	ほしの れいこ 星野 玲子	鶴見大学教授	保存科学・石造文化財
14	みずぬま よしこ 水沼 淑子	関東学院大学名誉教授	建築（近代和風）
15	みどう しま ただし 御堂島 正	大正大学特任教授	考古（旧石器～縄文）
16	やすむろ さとる 安室 知	神奈川大学教授	民俗
17	やまもと つとむ 山本 勉	鎌倉国宝館館長	彫刻
18	よしだ こういち 吉田 鋼市	横浜国立大学名誉教授	建築（近代）

任期：令和2年6月1日～令和4年5月31日

横浜市文化財保護審議会の設置について

○横浜市文化財保護条例 ～抜すい～（昭和62年12月横浜市条例第53号）

第9章 横浜市文化財保護審議会

(設置)

第54条 教育委員会に、横浜市文化財保護審議会（以下「審議会という。」）を置く。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項を審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議する。

(組織)

第55条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 教育委員会は、特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

6 臨時委員は、当該特別の調査審議が終わったときは、退任するものとする。

(審議会への諮問)

第56条 教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ、審議会に諮問するものとする。

(1) 市指定有形文化財の指定及びその指定の解除

(2) 市指定無形文化財の指定及びその指定の解除

(3) 市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除

(4) 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定及びその指定の解除

(5) 市指定史跡名勝天然有形文化財の指定及びその指定の解除

(6) 市選定保存技術の選定及びその選定の解除

(7) 市選定保存技術の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除

(8) 前各号に掲げるもののほか、文化財の保存及び活用に関する重要な事項

2 省略

(運営等)

第57条 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

○横浜市文化財保護条例施行規則 ～抜すい～

(昭和63年3月横浜市教育委員会規則第10号)

第8章 横浜市文化財保護審議会

(会長及び副会長)

第52条 審議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第53条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第54条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

(専門調査員)

第55条 部会に、必要に応じ専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、教育委員会が委嘱する。

(庶務)

第56条 審議会の庶務は、横浜市教育委員会事務局において処理する。

(会長への委任)

第57条 審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

部会の設置（案）について



各部会は必要に応じて他の部会に属する審議会委員の意見聴取、有識者の意見聴取を行う。

令和3年度 指定・地域文化財の指定・登録日程（案）

項目	令和3年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
文化財保護審議会	☆						☆ 答申			
部会 (1～3回)		—————								
指定・登録候補調査			—————							
指定・登録候補絞り込み						☆				
指定・登録調書作成				—————						
諮問受理						☆ 諮問				
教育委員会							☆(10月後半)			
所有者との調整				—————						
記者発表							☆ (教育委員会終了後)			
指定・登録告示								☆(11月上旬)		
普及啓発								—————		
修理補助事業の検討			—————							

令和 3 年 4 月現在の市内指定文化財等

<参考> 横浜市内指定・登録文化財数（令和 3 年 4 月現在）

類型	種別	国指定	県指定	市指定	国登録	市登録	計	
有形文化財	建造物	一般建造物	17	4	29	39	1	90
		石造建造物	0	1	6	0	2	9
	美術 工芸品	絵画	11(1)	14	18	0	0	43
		彫刻	9	15	34	0	0	58
		工芸品	17	15	12	0	0	44
		書跡・典籍	17(2)	2	11	0	0	30
		古文書	2	2	7	0	0	11
		考古資料	1	9	7	0	1	18
	歴史資料	6	0	6	0	4	16	
無形文化財	(演劇・音楽・工芸技術)	0	0	0	-	0	0	
民俗文化財	有形民俗文化財	0	2	5	0	13	20	
	無形民俗文化財	0	4	9	-	3	16	
記念物	史跡	5	3	7	0	74	89	
	名勝	2	0	1	3	0	6	
	天然記念物 (動物・植物・地質鉱物)	1	6	12	0	0	19	
文化的景観		0	-	-	-	-	-	
伝統的建造物群		0	-	-	-	-	-	
計		88(3)	77	164	42	98	469	

※()は内数で国宝

令和3年度生涯学習文化財課文化財係 事業概要

事業項目		事業概要
文化財保護育成、 修理事業	市指定文化財・地域文化財等の保存管理・保護育成	*所有者に対する管理奨励金の交付 *無形民俗文化財保護団体への補助金交付 *ミヤコタナゴ保護育成
	文化財修理補助	*指定文化財の所有者が行う修理等の補助 (令和3年度：西方寺山門)
文化財調査啓発事業	文化財調査研究事業	*指定文化財候補・地域文化財候補調査 *文化財総合調査 *巡回調査
	文化財保護啓発推進事業	*説明版等の設置、修繕 *指定・登録文化財展の開催
文化財保護審議会		*市内の文化財の保存・活用に関する調査・審議
埋蔵文化財保護事業	埋蔵文化財の把握・周知	*埋蔵文化財に関する問合せ対応
	現地確認調査	*開発事業者等との調整
	試掘調査	*緊急調査
	発掘調査	*発掘調査の監理 *小机城跡の発掘調査(令和3年度新規)
	普及啓発	*埋蔵文化財センターでの出土品の展示、普及啓発 *発掘調査の市民向け見学会(令和3年度予定)
博物館等指定管理施設事業		*博物館等の管理・運営 【指定管理者：横浜市ふるさと歴史財団】
埋蔵文化財センター・史跡等管理事業		*埋蔵文化財センター、市内の指定史跡等の管理 【受託者：横浜市ふるさと歴史財団】
文化財保全整備事業		*旧川合玉堂別邸の敷地内境界部の崖地整備 *称名寺境内の崖地整備 *御伊勢山・権現山指定範囲内の維持管理
文化財保存活用地域計画等策定事業		*地域計画の作成作業 *地域計画作成にあたって必要となった追加調査の実施

令和3年度（公財）横浜市ふるさと歴史財団 事業計画概要

新型コロナウイルスの今後の動向とそれを取り巻く諸課題への対応、延期された東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催動向、横浜開港資料館が 40 周年を迎える中、管理する 5 施設が指定管理期間の後半に突入すること、横浜市との第 6 期協約が初年度を迎えることなど様々な状況も考慮し、令和 3 年度は、次の 2 つの重要なポイントを意識して、法人経営を進めていきます。

第 1 のポイントは、集う場・施設としての博物館運営を、大きく転換していく必要があるということです。新型コロナウイルスの影響により、重要な使命の一つである学校教育への貢献については、これまでのような見学の受入れを主とする運営を大きく縮小せざるを得なくなりました。また、横浜市民の皆様への学習機会の提供もまた重要な使命の一つですが、展示だけではなく、歴史をより深く知り、知識を広げていただく講座・講演会も大きく減らさざるを得ませんでした。これらの使命を現下及びこれからの社会経済情勢に適合させ、今できる、今だから行わなければいけない横浜市民に還元できる博物館の取組を進めていきます。

第 2 のポイントは、新型コロナウイルスが一定程度収束した後の世界・日本・横浜が迎える新しい日常において、管理運営する博物館施設に期待される役割とそのため求められる活用への対応です。平成 31 年の文化財保護法の改正、令和 2 年のいわゆる文化観光推進法（文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律）の施行は、文化財に関する扱いのアプローチは異なるものの、文化財の活用を両輪で促進していくことを狙っています。この点からも文化財や博物館の持つ意味も大きく変化していくこととなります。

この 2 つのポイントにより、私たちがこれまで行ってきた、文化財や博物館に関する運営・運用から発想の劇的な転換（パラダイムシフト）が求められてくることを強く意識して、令和 3 年度の具体的な法人経営を進めていきます。

事業項目	事業概要
1 財団本部事業	1 財団本部事業
2 指定管理事業	
(1) 全体としての取組み及び事業	1 柔軟な発想と多様性を生み出す連携 2 活力ある、魅力的な組織への取組
(2) 歴史博物館事業	1 資料収集保管事業 2 調査研究事業 3 常設展事業 4 企画普及事業
(3) 開港資料館事業	1 資料収集保管事業 2 調査研究事業 3 常設展事業 4 企画普及事業
(4) 都市発展記念館事業	1 資料収集保管事業 2 調査研究事業 3 常設展事業 4 企画普及事業
(5) ユーラシア文化館事業	1 資料収集保管事業 2 調査研究事業 3 常設展事業 4 企画普及事業
(6) 三殿台考古館事業	1 資料収集保管・調査研究事業 2 常設展事業 3 企画普及事業
(7) 各館共通事業	1 情報事業 2 広報・広聴・出版事業 3 諸施設の施設維持事業



密を回避したイベント



SNSによる情報発信



オンライン動画配信・講座開催



弓矢うち大会

<p>(8) 収益事業</p>	<p>1 各館のミュージアムショップの経営 2 来館者駐車場の経営 3 自動販売機の設置</p>
<p>3 文化財業務委託事業 (1) 埋蔵文化財 センター事業</p>	<p>1 埋蔵文化財整備事業 2 普及啓発事業 3 発掘調査事業 4 施設連携事業</p>
<p>(2) 史跡等管理事業</p>	<p>1 八聖殿郷土資料館事業 2 史跡管理事業</p>
<p>4 市史資料委託事業</p>	<p>1 資料収集保管事業 2 調査研究事業 3 資料活用事業 4 資料公開普及事業</p>



発掘調査

横浜市文化財保存活用地域計画について

1 文化財保存活用地域計画とは

文化財保存活用地域計画は、文化財保護法に位置付けられた市町村における 文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画。地域の歴史や文化にまつわる多様な文化財を俯瞰し、総合的・一体的に保存・活用することにより、地域の特徴をいかした 地域振興に資するとともに、確実な文化財の継承につなげるもの。

地域計画を作成・実施することにより、住民・民間団体・企業・文化財部局・庁内関係部局などが 地域総がかりで文化財を守り、いかし、伝える体制の構築を図り、文化財の存続につなげていくことが期待される。

2 横浜市文化財保存活用地域計画(案)の概要

文化財保存活用地域計画の趣旨を踏まえ、「市民が歴史・文化を通じて誇りと愛着を感じられる都市」、「歴史・文化を活かした新しい魅力を創り出す都市」を本市の目指す姿とし、文化財の担い手や守り手不足、危険な崖や大雨等に対する防災対策、市民が歴史・文化に触れる機会の創出などの課題を解決するため、文化財の保存・活用に関する措置（事業）や推進体制を定める。

作成にあたっては、文化財保護審議会や策定に関する協議会への意見聴取や市民意見募集による意見を踏まえて作成。

3 経過とスケジュール(案)

平成 30 年度 及び 令和 元年度	情報収集及び関連部局との連絡調整 既存の調査記録及び資料の整理 協議会設置に向けた準備作業
令和 2 年度 11 月	第 1 回協議会 実施 所有者等へのアンケート 関係区局アンケート
	3 月 第 2 回協議会 実施
令和 3 年度 4 月	文化財保護審議会への報告 【本日】
	5 月 地域計画概要(案)により庁内ヒアリング 文化庁を訪問し現時点での内容の確認
	8 月 第 3 回協議会：地域計画(案)の内容確認
10 月	第 4 回協議会：市民意見募集に向けた内容確認 文化財保護審議会への意見聴取
12 月	市会常任委員会報告(市民意見募集の実施)
1 月	市民意見募集
	3 月 第 5 回協議会：地域計画【認定申請版】の確認
令和 4 年度	・文化庁に認定の申請 ・文化庁からの申請内容に関する確認への対応 ・文化庁からの認定

【資料】

- 地域総がかりでつくる 文化財保存活用地域計画 -歴史文化で魅力ある地域へ-
- 横浜市文化財保存活用地域計画(案)の概要
- 横浜市文化財保存活用地域計画策定に関する協議会 委員名簿

横浜市文化財保存活用地域計画(案)の概要に関し、御意見がありましたら、
ky-bunkazai@city.yokohama.jp までお送りください。

第17期 横浜市文化財保護審議会委員名簿

(任期: 令和2年6月1日～令和4年5月31日)

※部会ごとに五十音順

部会	氏名	現勤務先・役職等	専門
美術工芸	あいざわ まさひこ 相澤 正彦	成城大学教授	絵画
	かしま まさる 加島 勝	大正大学教授	工芸(金工)
	ごみ ふみひこ 五味 文彦	公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団代表理事	文書
	にしおか よしふみ 西岡 芳文	上智大学特任教授	歴史(中世)
	やまもと つとむ 山本 勉	鎌倉国宝館館長	彫刻
	ほしの れいこ 星野 玲子	鶴見大学教授	保存科学、石造文化財
建造物	おおの さとし 大野 敏	横浜国立大学大学院教授	建築(民家・社寺)
	みずぬま よしこ 水沼 淑子	関東学院大学名誉教授	建築(近代和風)
	よした こういち 吉田 鋼市	横浜国立大学名誉教授	建築(近代)
無形・民俗	おおやつ さなえ 大谷津 早苗	昭和女子大学教授	民俗(芸能)
	なかむら ひろ子 中村 ひろ子	元神奈川大学特任教授	民俗
	やすむら さとる 安室 知	神奈川大学教授	民俗
記念物	はっとり つとむ 服部 勉	東京農業大学教授	造園
	ふじわら かずえ 藤原 一繪	横浜国立大学特任教授	植物生態学
考古	いけがみ さとる 池上 悟	元立正大学教授	考古(古墳・歴史)
	てづか なおき 手塚 直樹	青山学院大学名誉教授	考古(中世)
	みどう、しま ただし 御堂島 正	大正大学特任教授	考古(旧石器～縄文)
地域文化財	うえやま かずお 上山 和雄	國學院大學名誉教授	近代史
	てづか 直樹 手塚 直樹	考古、拡大考古と兼務	—
	なかむら ひろ子 中村 ひろ子	無形・民俗と兼務	—
	ほしの れいこ 星野 玲子	美術工芸、世界遺産と兼務	—
世界遺産	いけがみ さとる 池上 悟	考古、拡大考古と兼務	—
	ごみ ふみひこ 五味 文彦	美術工芸と兼務	—
	にしおか よしふみ 西岡 芳文	美術工芸と兼務	—
	ふじわら かずえ 藤原 一繪	記念物と兼務	—
	ほしの れいこ 星野 玲子	美術工芸、地域文化財と兼務	—
拡大考古	いけがみ さとる 池上 悟	考古、世界遺産と兼務	—
	うえやま かずお 上山 和雄	地域文化財と兼務	—
	てづか 直樹 手塚 直樹	考古、地域文化財と兼務	—
	みどう、しま ただし 御堂島 正	考古と兼務	—
	よした こういち 吉田 鋼市	建造物と兼務	—